

第7節 個別労使紛争のあっせん

令和6年中のあっせん取扱件数は6件であり、前年からの繰越分はなかった（第1表）。

新規係属事件の概要は、申請者別では労働者からの申請が6件であり、雇用形態別では、正規社員4件、非正規社員1件、その他1件となっている（第2表～第3表）。

産業別では「製造業」及び「卸売業、小売業」がそれぞれ2件、「宿泊業、飲食サービス業」及び「医療、福祉」がそれぞれ1件である（第4表）。

あっせん事項別では、「賃金等」が2件、「職場の人間関係」が1件、「その他」が6件となっている。

なお、1事件に2つ以上のあっせん事項がある場合、それぞれ区分したので、取扱件数とは一致しない（第5表）。

終結状況は、解決が3件、打切りが2件、取下げが1件となっている（第6表）。また、申請から終結までの平均所要日数は43.2日となっている（第7表）。

第1表 取扱件数

年 別	前年繰越件数	新規係属件数	計
R2	—	6	6
R3	1	2	3
R4	—	—	—
R5	—	5	5
R6	—	6	6

第2表 申請者別取扱件数（新規係属分）

年 別	労働者	使用者	双 方	計
R2	6	—	—	6
R3	2	—	—	2
R4	—	—	—	—
R5	5	—	—	5
R6	6	—	—	6

第3表 雇用形態別取扱件数（新規係属分）

年 別	正 規 社 員	非 正 規 社 員			その他	計
		契約 社員	派遣 労働者	その他		
R2	5	—	—	1	—	6
R3	2	—	—	—	—	2
R4	—	—	—	—	—	—
R5	2	2	—	1	—	5
R6	4	1	—	—	1	6

第4表 産業別取扱件数（新規係属分）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
A 農業、林業	2	—	—	—	—
B 漁 業	—	—	—	—	—
C 鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
D 建設業	—	—	—	1	—
E 製造業	1	—	—	1	2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	—	—	—	—
G 情報通信業	—	—	—	—	—
H 運輸業、郵便業	1	1	—	—	—
I 卸売業、小売業	—	—	—	2	2
J 金融業、保険業	—	—	—	—	—
K 不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—
L 学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
M 宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	1
N 生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—
O 教育、学習支援業	—	—	—	—	—
P 医療、福祉	1	—	—	1	1
Q 複合サービス事業	—	—	—	—	—
R サービス業(他に分類されないもの)	—	1	—	—	—
S 公 務	—	—	—	—	—
T 分類不能の産業	—	—	—	—	—
計	6	2	—	5	6

第5表 あっせん事項別取扱件数（新規係属分）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
A 経 営 人 事 （ 解 雇 等 ）	2	1	—	2	—
B 賃 金 等 （ 賃 金 未 払 い 等 ）	4	2	—	1	2
C 労働条件等（社会保険等）	—	—	—	2	—
D 職場の人間関係（パワハラ等）	—	1	—	2	1
E そ の 他	—	2	—	5	6
計	6	6	—	12	9

(注) 1 事件に2つ以上のあっせん事項がある場合、それぞれ区分し計上したので、取扱件数とは一致しない。

第6表 終結区分別取扱件数

年 別	取 扱 件 数 (A)	解 決 (B)		打切り	取下げ (C)	不開始 (D)	翌 年 の 繰越し (E)	解決率 (%)
		案 提 示 等	自 主 解 決					
R2	6	2	—	3	—	—	1	40.0
R3	3	1	—	2	—	—	—	33.3
R4	—	—	—	—	—	—	—	—
R5	5	3	—	2	—	—	—	60.0
R6	6	3	—	2	1	—	—	60.0
計	20	9	—	9	1	—	1	50.0

(注) 1 「自主解決」には、あっせん員の指名の前後を問わず、事務局の事情聴取やあっせん活動の影響を受けて、申請者が自主的な話し合い等により解決したとして取り下げた場合が含まれる。

2

$$\text{解決率}(\%) = \frac{B}{A - (C + D + E)} \times 100$$

第7表 所要日数別取扱件数

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
8日 未 満	—	—	—	—	—
8日 ～ 14日	—	—	—	—	—
15日 ～ 21日	—	—	—	—	2
22日 ～ 30日	—	—	—	1	—
31日 以 上	5	3	—	4	3
計	5	3	—	5	5
延べ所要日数 （ 日 ）	296	192	—	212	216
1事件当たりの平均所要日数	59.2	64.0	—	42.4	43.2

- (注) 1 前年からの繰越分は終結年において計上した。
2 不開始、指名前取下げ及び翌年への繰越分を除く。
3 申請日から終結日までの日数により区分した。

別表
令和6年個別労使紛争あっせん事件一覧

整理 番号	事件 番号	申請日	申 請 者 別	あっせん事項等（労使の主張）
1	R6 1号	R6. 1. 15	労働者	パワハラによる精神的苦痛に対する解決金の支払い【D、E】 〔労働者〕 ・会社から受けたパワハラ行為による精神的苦痛等に対する賠償を求める。 〔使用者〕 ・申請者からの要求が時間の経過とともに変遷したため、一度要求に応じると、次は別な要求に応じなければならなくなることを懸念し、申請者からの要求に応じなかった。
2	R6 2号	R6. 4. 5	労働者	未払いの退職賃金等の支払い及び支払いに当たっての申請者の手続等が簡便になるよう便宜を図ること。【B、E】 〔労働者〕 ・事業の継続は可能であり、全従業員の解雇の必要性はなかった。また、退職金を支払う労使慣行はあったことから、使用者には退職金の支払い義務が生じる。使用者の説明は事実と異なる点もあり、解決金の支払いを求める。 〔使用者〕 ・破産手続に向けた準備中である。使用者の財産を処分することは債権者への詐欺行為となり得るため、あっせんには応じられない。また、資力もない。
3	R6 3号	R6. 4. 5	労働者	未払いの退職賃金等の支払い及び支払いに当たっての申請者の手続等が簡便になるよう便宜を図ること。【B、E】 〔労働者〕 ・事業の継続は可能であり、全従業員の解雇の必要性はなかった。また、退職金を支払う労使慣行はあったことから、使用者には退職金の支払い義務が生じる。使用者の説明は事実と異なる点もあり、解決金の支払いを求める。 〔使用者〕 ・破産手続に向けた準備中である。使用者の財産を処分することは債権者への詐欺行為となり得るため、あっせんには応じられない。また、資力もない。
4	R6 4号	R6. 5. 1	労働者	雇止めに対する補償金の支払い【E】 〔労働者〕 ・雇止めに対する補償金の支払いを求める。 〔使用者〕 ・補償金の支払いには応じず、会社のルールどおり、解雇手当のみを支払う対応を取ることにした。
5	R6 5号	R6. 6. 17	労働者	退職後、私物を無断で廃棄されたことに対する損害賠償金の支払い【E】 〔労働者〕 ・退職後、私物を無断で廃棄されたことに対する損害賠償金の支払いを使用者に求めたが、支払期限を過ぎても、使用者からの支払いがない。 〔使用者〕 ・支払期限後の到達であったが、申請者の私物を処分したことに対して弁償をする旨を申請者に通知した。
6	R6 6号	R6. 9. 28	労働者	パワハラを受けたことに対する損害賠償金や個人情報掲載書類の廃棄等【E】 〔労働者〕 ・上司からパワハラを受け、退職した。会社の「ハラスメントの事実」は確認できなかった。もしくは該当しない」という調査内容には納得できない。 〔使用者〕 ・申請者が主張する事例の事実、ハラスメントに該当する事実は確認されなかったこと等から損害賠償請求には応じかねる。

(注) 1 「所要日数」は、申請日から終結までに要した日数

(注) 2 「あっせん事項等（労使の主張）」欄のアルファベットは、「第5表 あっせん事項別取扱件数」の区分に対応

あつせん員 指名日	あつせん員			あつせん 回数	終結日	所要 日数	終結 区分
	公	労	使				
R6. 1. 16	岡崎 貞悦	佐竹 一則	清野 敦	1	R6. 2. 29	46	解決
R6. 4. 9	水野 紀子	加藤 仁	大内 栄治	0	R6. 4. 25	21	打切り
R6. 4. 9	水野 紀子	加藤 仁	大内 栄治	0	R6. 4. 25	21	打切り
R6. 5. 7	岡崎 貞悦	佐竹 一則	伊藤 光芳	1	R6. 6. 7	38	解決
—	—	—	—	—	R6. 7. 21	35	取下げ
R6. 11. 5	豊田 耕史	北舘 和彦	小野木 克之	1	R6. 12. 26	90	解決



この「宮城県労働委員会年報」は130部作成し、
1部あたりの単価は528円です。